



しぶや青色

令和6年 9月号 第625号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aairo.jp/>

10月～12月は青色・入会勸奨月間です！

一般社団法人渋谷青色申告会の行なう事業は、地域の役員さんの熱心なボランティア活動に支えられて成り立っております。会員に信頼され続けるサービスの提供と地域の社会貢献を目指して、会員増強、会勢拡大運動を展開していきます。

昭和25年に結成以来、“正しく強く”をモットーに記帳、決算、申告指導、税制改正運動をはじめ共済事業など幅広い事業を行っております。



勸奨期間にご入会されますと「入会金1,000円」が免除されます。



お知り合いで、まだご入会されていない個人事業者の方がいらっしゃいましたら、ぜひ入会をお勧めいただくか、「事務局」へご紹介くださるようご協力をお願いいたします

「インボイス登録後の記帳についての勉強会」開催

下記の日程で表題の勉強会を開催いたします。ご都合に合わせて、下記の会場のいずれかにご参加下さい。参加費無料、会場の都合上いずれも予約制とさせていただきます。会員以外の方もご参加いただけます。筆記用具などご持参ください。

開催日時	主催支部・部会	会場
10月1日(火) 13:30～14:15	原宿支部 渋谷支部 女性部	区立商工会館 クラブ室 渋谷1-12-5～6階 Tel3406-7641
10月3日(木) 18:00～18:45	代々木東支部 代々木西支部 代々木南支部	幡ヶ谷社会教育館 3階中学習室 幡ヶ谷2-50-2 Tel3376-1541
10月22日(火) 16:00～16:45	恵比寿支部 青年部	地域交流センター新橋 区民交流室A 恵比寿1-27-10 Tel3444-0461

★ お申込み、お問合せは事務局まで Tel: 03(3463)7043 URL: <http://www.428aairo.jp/>

● 渋谷税務署からのお知らせ ●

令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて

国税庁においては、納税者の利便性の向上等の観点から、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX））を進めているところです。こうした中、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。

【申告書等の正本（提出用）の提出について】

令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行いません。

書面申告等における申告書等の提出（送付）の際は、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いいたします。

申告書等の控えへ收受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いいたします。

【申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法について】

申告書等の控えの收受日付印以外で、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

- e-Tax のメッセージボックスに格納される「受信通知」（e-Tax を利用して申告等データを送信した場合）
- 申告書等情報取得サービス
- 保有個人情報の開示請求
- 税務署での申告書等の閲覧サービス
- 納税証明書の交付請求

申告書等の提出は、e-Tax が大変便利ですのでぜひご利用ください。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>



● 都税事務所からのお知らせ ●

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です (23区内)

6月にお送りした納付書により、9月30日(月)までにお納めください。
 〈ご利用になれる納税方法〉

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

おうちで今、納付できます！！

	地方税お支払サイトから納税が出来ます。				インターネットバンキング モバイルバンキング ATM		ペイジー にて納税ができます。		

簡単・便利な口座振替 Web 申込で、都税の納め忘れなし！！

	都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、9月10日(火)までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第2期分からの口座振替が可能です。	
--	---	--

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

<p>【お問合せ先】</p> <p><課税について> 土地・家屋・償却資産が所在する区にある都税事務所</p> <p><納税について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁</p>	<p>主税局 HP 都税の支払い方法</p> <p>▶▶▶</p>	
--	---------------------------------------	--

● 事務局からのお知らせ ●

～記帳指導を受けてください～

○青色申告特別控除65万円を受けるため複式簿記を始めたい！

○記帳の仕方がわからない！

※確定申告の時期は記帳指導を行いません。10月ごろまでに一度は記帳指導を受けてください。

※確定申告期の決算申告指導だけでは十分ではありません。特に、複式簿記には日頃の記帳が必要です。

○前年、前々年の消費税課税売上高が1千万円を超えた方！

※消費税の申告が必要になり、記帳についても注意点がります。また、消費税の申告には2種類あり、事前の選択制になっております。納税額もどちらを選ぶかで変わってきますので、ご来所ください。

※インボイス制度のご相談も承ります。

○また、消費税の届け出書類は年内の提出が必要です！

※昨年より指導体制が大きく変わっています。お早目のご来所をお願いします。

<予約制> TEL. 03-3463-7043

● 事務局からのお知らせ ●

◆10月の税務相談◆

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい。

日 時 令和6年10月16日（水）

午前10時～午後4時

予約制 お一人様一時間

場 所 事務局

費 用 無 料

◆10月のパソコン会計◆

青年部主催 挑戦してみよう！ はじめてのパソコン会計

日 時 令和6年10月28日（月）・29日（火）

午前9時30分～12時00分 不動産会員向け

午後1時30分～4時00分 一般会員向け

場 所 渋谷区立商工会館2階 セミナー室

費 用 無 料

お申込み、お問い合わせは事務局まで TEL03-3463-7043

～東京都最低賃金改正のお知らせ～

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は令和6年10月1日から

時間額1, 163円に改正予定です

※都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。

※最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

<問い合わせ先>

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 03-3512-1614（直通）

東京働き方改革推進支援センター 0120-232-865

業務改善助成金について

業務改善助成金コールセンター 03-6388-6155

東京働き方改革推進支援センター 0120-232-865

東京労働局雇用環境・均等部企画課 03-6893-1100（直通）